

# クラブ・ド・サントノーレ 会則

## 名称及び目的

第1条 本会はクラブ・ド・サントノーレと称する。

第2条 本会はパン業界で働く女性が会社の枠を超え、共に学び、情報交換や交流ができる場を作り、パン食文化の普及とともにパン業界の発展に寄与することを目的とする。

## 会員

第3条 会員は本会の目的・趣旨に賛同する女性で、下記の条件を満たした者とする。

- 1) 個人ベーカリーの経営者、従業員。
- 2) パンを製造、販売する企業に勤め、製造、販売、企画の部署に属する者。
- 3) パンに関係する材料、機械等を製造、販売する企業に勤め、パンの営業、提案、企画、販売促進関係の部署に属する者。
- 4) パンを学ぶ学校、協会に勤める者。

上記に当てはまらない人で入会を希望する者は、幹事会の承認を経て、本会の会員になることができる。

第4条 会費は年額 2,000 円とする。年度途中入会者も同額とする。

第5条 会員は下記の事由により脱会となる。

- 1) 会員より退会の申し出があった時。
- 2) 退職によりパン業界を離れた場合は退会とする。  
但しパン業界に復職した場合は再入会可能。
- 3) 会員が本会の信用を著しく損なう行為を行った場合。

## 役員

- 第6条 本会は次の役員を置く。  
幹事：10名以内 幹事のうち幹事代表を1名、副代表を1名置く。  
相談役：若干名  
各幹事はそれぞれ定められた役割に専念し、会が円滑に運営されるよう職務を行う。
- 第7条 幹事は幹事会に推薦において選出する。
- 第8条 幹事の任期は1年とし、再任は妨げない。
- 第9条 幹事会は定期的、もしくは必要に応じて随時開催し、年間計画に基づいた講習会等の企画・運営を遂行する。

## 総会

- 第10条 本会は原則として年1回総会を開き、全会員の2分の1以上の出席をもって成立する。
- 第11条 本会は幹事会に於いて年間行事の計画、規則の改正、幹事の選出を立案し、総会に於いて出席者の3分の2以上の賛成をもって決定する。

## 資産及び会計

- 第12条 本会の事業年度は毎年1月1日より12月31日までとし、総会に於いて会計報告をするものとする。
- 第13条 本会の経費は、事業及び資産より生ずる収入、年会費、講習会費をもって充てる。

2008年12月28日制定

2012年1月22日改定

2020年1月18日改定